

5

利用料金体系等

□介護保険に基づく要介護度毎の料金

①介護サービス利用料金（厚生労働大臣が改正する場合があります）

（令和6年8月1日施行）

認定区分（要支援）	要支援1	要支援2
日額	多床室 485円	595円

（令和6年6月1日施行）

認定区分（要介護）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
日額	多床室 603円	672円	745円	815円	884円

※ その他の料金

- ◆1 機能訓練加算 日額 12 円、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）日額 22 円
- ◆2 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）月額 10 円
- ◆3 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）⇒ 介護報酬×加算率（14.0%）の負担割合分

※ 送迎が必要な場合は下記料金が加算になります。

送迎費	片道・・・	往復・・・
	184円	368円

※ 上記の表は介護費用1割負担で表しています。

※ 月々の利用者負担額（食費・居住費は除く）が下記の負担上限額を超えた場合には、高額介護サービス費としてその超えた額が給付されます。（令和3年8月1日現在）

設定区分	対象者	負担の上限額（月額）
第1段階	① 生活保護受給者 ② 15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 ③ 市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	①15,000円（個人） ②15,000円（世帯） ③24,600円（世帯） 15,000円（個人）
第2段階	市町村民税世帯非課税のうち公的年金収入金額＋その他の合計所得金額が80.9万円以下の方	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
第3段階	市町村民税世帯非課税で第1段階及び第2段階に該当しない方	24,600円（世帯）
第4段階	① 市町村民税課税世帯～課税所得380万円（年収約770万円）未満 ② 課税所得380万円（年収約770万円）～690万円（年収約1,160万円）未満 ③ 課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	①44,400円（世帯） ②93,000円（世帯） ③140,100円（世帯）

□介護保険対象外の料金

②食費・居住費負担料金（所得に応じて異なります）

（単位：円／日）

保険料段階	食費	滞在費	
		従来型個室	多床室
第1段階	300円	380円	0円
第2段階	600円	480円	430円
第3段階①	1,000円	880円	430円
第3段階②	1,300円		
第4段階	1,445円	1,231円	915円

*基準費用額（1日合計 1,445円）

第4段階	朝食	昼食	夕食
	395円	525円	525円

(例) 昼食と夕食を召し上がった場合、1,050円です。
 夕食のみを召し上がった場合 525円です。
 朝食のみを召し上がった場合 395円です。

* 第1段階から第3段階のお客様の負担額は、下記の通りになります。

食事区分 段階別	朝食のみ の場合	昼食のみ の場合	夕食のみ の場合	1日のうち2食以上 の場合の 上限額
第3段階② (年金120万円超)	395円	525円	525円	1,300円
第3段階① (年金80万円超120万円以下)	395円	525円	525円	1,000円
第2段階 (年金80万円以下)	395円	525円	525円	600円
第1段階 (生活保護受給者等)	300円	300円	300円	300円

* 但し、2食以上の合計が上限額を下回る場合は実費とさせていただきます。

③ 日常生活サービス料金 (下記のサービスをご利用の場合ご負担下さい)

日用品費	◇お客様が選定する教養娯楽品・衣類・履物など	実費
ホテルコスト	◇家賃相当分(室料+光熱水費相当)	居住費参照
特別食料金 (税込)	◇お客様のご希望に基づいて特別な食事を提供します	実費
手続代行費	◇書類等の申請代行	無料
理美容費 (理美容車の出張サービス)	◇カットブロー(鉄刈り) ----- ◇カットシャンプーブロー ----- ◇カットブロー+毛染め ----- ◇カットブロー+パーマ ----- ◇顔剃り ----- ◇シャンプーのみ -----	実費
金銭管理代行料	◇お預かりした預金通帳などの(入出金支払い)	無料
クラブ活動費	◇原材料を要するクラブ活動	(手芸) ----- 100円 (生け花) ----- 300円 (喫茶) ----- 50円